

船舶事故調査報告書

平成28年4月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年8月23日 14時10分ごろ
発生場所	滋賀県大津市近江舞子水泳場沖（琵琶湖西部） 男松三等三角点から真方位341°490m付近 （概位 北緯35°14.0′ 東経135°57.7′）
事故の概要	プレジャーボートファウンテンは、北進中、また、プレジャーボート恵は、漂流中、両船が衝突した。 ファウンテンは、船首部に擦過傷等を生じ、また、恵は、右舷船尾部に割損を生じた。
事故調査の経過	平成27年9月3日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート ファウンテン、5トン未満（長さ9.86m） 253-14654 滋賀、個人所有 B プレジャーボート 恵、4.2トン 253-33546 滋賀、株式会社オサ
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型（1海里限定）・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部に擦過傷等 B 右舷船尾部に割損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 3、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	船長Aは、発進時、前方に他船が見えなかったため、船首方には他船はいないものと思って航行し、衝撃により、B船と衝突したことを知った。 船長Bは、B船の南方90m付近に停泊していたA船が船首が浮上した状態でB船に接近してきたため、左に舵を切り、前進したものの、B船とA船とが衝突した。
分析	A船は、船長Aが、発進する際、前路の見張りを行っていなかったことから、漂流中のB船に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、A船の船長Aが、発進する際、前路の見張りを行ってなかったため、A船が漂流中のB船に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 他船を見落とすことのないよう、周囲の見張りを適切に行うこと。
--	--